件		名	職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
主	管	課	人事課
根	拠法・	令 等	

【改正の概要】

愛媛県立医療技術大学が設置されることに伴い、 職員の分限に関する条例、 職員の 給与に関する条例、 愛媛県職員定数条例について、所要の改正を行う。

1 職員の分限に関する条例の一部改正 研究休職の対象に愛媛県立医療技術大学の教員を追加する。

対象者

<u>愛媛県立医療技術大学及び</u>愛媛県立医療技術短期大学の学長<u>学部長</u>、教授、助教授及び講師(常時勤務する者に限る。)並びに助手 「下線部分を追加〕

2 職員の給与に関する条例の一部改正

愛媛県立医療技術大学に学部長が新設されるため、大学教育職員給料表の適用対象に 追加する。

大学教育職員給料表の適用対象者

学長<u>学部長</u>、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの

[下線部分を追加]

3 愛媛県職員定数条例の一部改正 愛媛県立医療技術大学の職員の定数を定める。

と 及 小 立 色			
新			
職員の定数は、次に掲げるとおりとする。			
(1) 知事の事務部局の職員			
ア 知事の事務部局の職員 (<u>愛媛県立医</u>			
療技術大学及び愛媛県立医療技術短期			
<u>大学</u> の職員を除く。) <u>4,561 人</u>			
イ 愛媛県立医療技術大学及び愛媛県立			
<u>医療技術短期大学</u> の職員 <u>74人</u>			
(2)~(8) 省略			
計 7,374人			

施 行 日 平成16年4月1日

【その他参考事項】